

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 FiNC

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」についてのコメント

質問 1～質問 4

権利確定条件付き有償新株予約権は、公正価値相当額の金銭の払込みを受けて付与がされる取引であるため報酬性はない。従って、この提案に同意できない。

【理由】

- ① 独立した第三者評価機関の算出する公正価値評価に基づき、当該価格を実際に支払って取得する有価証券である新株予約権であり、報酬性はない。
- ② 特に未公開企業では、戦略的な資本政策の手段としても活用されており、本草案による活用への悪影響が懸念される。発行が制限されることになると予想され、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなる。
- ③ IFRS との GAAP 差を無為に広げる内容となっており、あえて GAAP 差を広げるとするのであれば、その理由を明記すべきである。
- ④ 公正価値での有償発行の取引であることから、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。また、税務についても、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではない判断となっている。そして、本草案は、これらの判断と真逆の内容となっているが、完全な真逆の判断であるにも関わらず、その説明が不十分である。
- ⑤ 質問 1 には公開草案第 17～23 項を参照すると報酬としての性格を持つと考えられるとした記載があるが、特に以下は理解できない。
■ 17 項 (1) について
有償発行の本質である払込みという最大の特徴を除いての論理展開が理不尽である。

■17項(2)と18項について

ストック・オプション会計基準は、そもそも典型的な無償発行のストック・オプションを想定して開発された基準であり、発行目的が投資制度である有償新株予約権を報酬と考える論拠とはできないと考える。

■17項(3)(4)について

付与対象者の投資判断の上での応募があつてやつと成立する取引であり、当該取引の本質を無視し、一方的に報酬と考えるべき理由が明確ではない。

■17項(5)について

評価報告書を監査法人が確認しているのが実務であると認識しており、これまで相当数が問題なく発行されているにも関わらず、「高い不確実性」としている点はどういうことなのか説明を求める。

更に、「割安」という言葉を用いて、報酬性があるように仕向けているが、これは投資行動を理解していない記載と考える。投資家は様々の検討の結果、価格が割安と考え投資行動を起こすものであり、価値そのものの客観的な割安かどうかの議論と投資家個人の主観的な割安かどうかの判断を決して混同してはならず、それを **ASBJ** が区別なく勝手に割安＝報酬性があると結論づけている点が理解できない。

以上